

## 松戸市医療的ケア児等喀痰吸引等研修費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、喀痰吸引等を必要とする医療的ケア児及び医療的ケア者の日常生活を支援するため、職員に喀痰吸引等研修を受講させる事業者に対し、予算の範囲内において、この要綱に基づき補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 喀痰吸引等 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。
- (2) 喀痰吸引等研修 法附則第4条第2項に規定する登録研修機関が行う研修のうち、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)附則第4条の表に規定する第一号研修、第二号研修及び第三号研修をいう。
- (3) 医療的ケア児 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為を受けることが不可欠である児童(18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。)に在籍するものであって、市内に居住しているものをいう。
- (4) 医療的ケア者 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為を受けることが不可欠である医療的ケア児以外の者で市内に居住しているものをいう。
- (5) 事業所 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第2項に規定する児童発達支援及び同条第4項に規定する放課後等デイサービス並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第2項に規定する居宅介護及び同条第7項に規定する生活介護を提供する市内の施設をいう。ただし、国、地方公共団体又は独立行政法人により設置又は運営をされている施設を除く。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、事業所を運営する者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 医療的ケア児又は医療的ケア者に対し喀痰吸引等を行わせるため、雇用する職員に、喀痰吸引等研修を修了させること。
- (2) 市区町村税を滞納していないこと。
- (3) 代表者、役員その他の当該事業者に実質的に関与している者が松戸市暴力団排除条例(平成24年松戸市条例第2号)第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、雇用する職員の喀痰吸引等研修に係る受講費用とし、受講する職員 1 人当たり次の表に掲げる研修区分に応じた補助上限額を上限とする。

研修区分	補助上限額
第一号研修	100,000 円
第二号研修	100,000 円
第三号研修	30,000 円

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするときは、松戸市医療的ケア児等喀痰吸引等研修費補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、喀痰吸引等研修を修了した日から1年以内に、市長に提出しなければならない。

- (1) 研修機関が発行する研修修了証書
- (2) 認定特定行為業務従事者認定証の写し
- (3) 研修機関が発行する領収書の写し
- (4) 喀痰吸引等研修を受講した職員の雇用契約書の写し
- (5) 市区町村税を滞納していないことを証する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

(決定の通知)

第6条 決定の通知は、松戸市医療的ケア児等喀痰吸引等研修費補助金交付決定通知書(第2号様式)によるものとする。

(交付の請求)

第7条 補助金の交付を受けようとするときは、松戸市医療的ケア児等喀痰吸引等研修費補助金交付請求書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第8条 市長は、虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けた者があると認めたときは、その者に対して既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から施行する